

木津川市新水道ビジョン<中間改定版> (案) に係るパブリックコメント実施結果 (提出意見及び市の考え方)

1. 公表期間：令和6年8月1日(木)から8月30日(金)
2. 計画(案)に対する意見提出者数：5人(持参2人、電子メール1人、専用フォーム2人)
3. 提出意見数：18件
4. 提出された意見及び市の考え方

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	計画への反映
1	意見	P36 2) 管路の老朽度	「本市では、計画的に老朽管の更新を行っており、管材質的な問題や強度の低下により漏水の原因となり得る石綿セメント管については、平成27年度に更新5か年計画を策定し、優先的に全廃に向けて取り組んできました。」とあります。この5か年計画は、どの程度実施できたのでしょうか。実績が分かりません。	平成27年度に策定した「石綿セメント管路更新計画」に基づき、平成28年度からの5か年事業として取り組みましたが、関係機関との調整等により1年遅れの6か年で、残存する約4.7kmの石綿セメント管を更新し全廃しました。	—
2	意見	P71 <強靱な木津川市の水道> ②管路の更新	取り組み状況→「取り組んでいます。近年、管路の老朽化に伴う漏水事故が増加しています。」進捗状況の評価→「今後、法定耐用年数超過管路率は増加する見込みであるため、計画的な更新が必要です。」とありますが、計画の策定は進めておられますか。	基本計画を策定し、対象エリアの選定や管種、口径、重要度、過去の事故歴等を考慮のうえ、漏水事故時にお客様への影響が大きい基幹管路を優先的に、実態に即した市独自の更新サイクルにて計画的に更新します。	—
3	意見	P72 <持続：効率的で持続可能な経営基盤の強化> Ⅲ経営基盤の強化 ⑨民間委託の推進	⑨民間委託の推進 「現在、水道検針業務や漏水調査などについて、外部委託しています。」とありますが、漏水調査の結果はHP等で公表されますか。	漏水調査については、原則、職員が調査を実施しています。調査の結果、どうしても漏水箇所が判明しない場合に限り、専門業者に外部委託している状況で、年間1件程度の実績しかなく、HP等では公表していません。	—
4	意見	P78 【安全⑤】鉛製給水管の効率的な布設替え	「本市では、一部の地域に鉛製給水管が残存しており、早急な取り替えが求められています。」とあります。木津地区のどのあたりの場所で、取り換えの進捗具合がどの程度なのかも分かりません。	管路更新時や公道での鉛製給水管の漏水が発生した際に、取替えを実施しているため、具体的には把握できていませんが、昭和58年以前に布設された水道管から分岐している給水管については、一部残存している可能性があります。なお、給水管そのものは個人の財産になりますので、独自に取替えを実施される場合は、お客様の費用負担となります。	—
5	意見	P96 【持続⑥】経営の健全化 ◆漏水の抑制による有効率の向上	「◆漏水の抑制による有効率の向上 水道管からの漏水を減らすことで、余分な水道水をつくる費用を抑えるとともに、限られた水資源の有効利用を図ります。計画的な老朽管路の更新や過去の漏水歴管路を優先的に調査することにより、漏水の抑制に取り組めます。」とあります。区画を決めて、計画的に区画ごとの調査をされているのでしょうか。	特定の区画ごとの調査は実施していませんが、特に過去に事故歴の多い管路を優先的にパトロールを実施し、漏水の抑制に努めています。また、お客様からの公道上での漏水が疑われる通報に素早く対応できるよう職員体制を整えています。	—
6	意見	P80 【強靱①】水道施設(浄水場、配水池等)の更新 ◆浄水場の更新事業	令和8年に完成予定の山城浄水場は、規模は水需要の減少に合わせて4,000m <sup>3</sup> /日から3,000m <sup>3</sup> /日に縮小しています。しかし、約20年後、山城町に防災道の駅を建設する計画がありますが、その分の水需要の増加については考慮されていますか。	現時点において、防災道の駅の計画給水量は未定ですが、山城地区の水需要は今後も減少する見込みであり、水需要が増加した場合においても3,000m <sup>3</sup> /日で対応できると想定しています。	—
7	意見	P94 【持続④】お客様ニーズの把握	「水道事業に関するアンケート調査を定期的実施し、お客様の水道事業に対する意見・要望等を的確にとらえ、お客様目線での水道事業の運営に努めます。」とありますが、今回の中間改訂にあたりアンケート調査を行わなかったのはなぜでしょうか。	今回は平成31年3月に策定した令和元年度から令和10年度までの10年間の計画の中間改定(進捗評価・中間見直し)であり、次回の令和11年度以降の計画策定時に、アンケート調査を実施するか改めて検討します。	—

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	計画への反映
8	意見	P65 表4-3 年齢別職員構成	技術系 20代1名、40代6名、50代7名と年齢に偏りがあり、若い技術者が非常に少ない。水道管は地中に埋まっており目視での確認はできません。早く若い職員を増やし、ベテラン職員がもつ様々な分野の技術や知識を、次世代の職員に確実に継承していくことが重要です。命の水を守るために、待ったなしの状況です。	今後は大規模更新事業が続くことや、管路更新のペースを上げていく必要があることもあり、ご指摘いただいたとおり、次世代の職員への技術継承は大きな課題であると認識しています。本ビジョンにも記載のとおり、現状の正規職員数を確保し、次世代の職員への技術継承ができるよう、本庁の人事担当課とも調整していきます。	—
9	意見	P99 表6-3 民間委託の形態	新しく「管理・更新一体マネジメント方式」について記載されました。これは、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式であるとのことですので、最終的には民間が長期間（20年～30年）にわたって水道施設の運営権を取得することを目指しています。民間企業は、利益を上げるために高い料金を要求する可能性があること等のデメリットについて情報がありません。	民間委託の形態の手法を例示し、制度の概要を記載したものです。また、「管理・更新一体マネジメント方式」に限らず、すべての手法において、メリット・デメリットまでは記載していません。	—
10	意見	P98 【持続⑨】民間委託の推進	民間委託は反対です。初めは検針業務等のゆるやかなものから、段々中心へと入って、気がつくところと大事どころが全部民間に変わってしまったのは最悪です。企業側の利益優先にどうしてもなるので、住民への安全な水の供給を軽く扱われるだろう事に不安を感じ、民間には期待出来ません。	本ビジョンにも記載のとおり、業務の効率化や組織の簡素化を図るため、本市に即した民間委託の内容や手法を検討し、効果が期待できる場合には民間委託を活用していきますが、本市としては、民間事業者に運営を委ねるコンセッション方式までは考えていません。	—
11	意見	P112 指標名：職員一人当たりの給水収益 分析：類似団体や全国平均と比べて低い水準にあるものの、5年前よりやや増加しています。包括的民間委託の導入と併せて職員配置計画の見直しを検討する必要があります。	上昇させるためには、①職員の減少②収入の増とが考えられます。分析では、包括的民間委託の導入による職員の減少を目指していると読み取れます。包括的民間委託と職員の減少となれば、水道事業に関する技術が継承されにくくなることなどの悪影響を見なければなりません。	本ビジョンのP65に記載のとおり、職員数の確保、次世代の職員への技術継承は重要であるとしています。今後は大規模更新事業が続くことや、管路更新のペースを上げていく必要がありますが、職員数の増までは見込めない状況であるため、必要に応じて包括的民間委託の導入を検討としています。しかし、ご指摘いただいたとおり、職員一人当たりの給水収益を上昇させるために職員数を減少させると読み取れますので、「職員数の確保、給水収益の確保が必要」との内容に修正します。	修正
12	意見	P116 過疎対策事業債の活用	過疎対策は、過疎を克服することを目的としているものであり、この活用がどのような過疎対策となるのかを示す必要があります。過疎対策債の地方交付税による財政的援助を具体的な過疎対策を示す必要があるのではないのでしょうか。	木津川市過疎地域持続的発展市町村計画（令和4年度～令和7年度）において、過疎地域の持続的発展の具体的な方針や目標、対策が示されています。その計画において、「水道施設については、老朽化した施設や管路を計画的に更新し、平常時の事故を最小限にとどめる。水道全体の健全性が保たれていることに加え、水道施設の耐震化やバックアップ体制の強化により、自然災害等による被害を最小限にとどめ、被災した場合であっても、迅速に復旧できるしなやかな水道の実現を目指す。」とあり、本ビジョンで示す方針と同様となります。	—
13	意見		公園などへの給水施設を整備することを目標とする必要があるのではないのでしょうか。 熱中症対策やペットボトルを少なくする環境対策としても有効な手段となると考えます。そのための費用は、木津川市の一般財源として負担することが可能ではないのでしょうか。	公園などの施設については、その施設を管理する部署において、必要に応じて給水施設が設置されており、その水道使用分については、通常の水道料金として一般会計から支払いを受けています。	—

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	計画への反映
14	その他		<p>日本水道協会は、「適正な原価を水道料金収入で賄うことを原則とする独立採算制の枠組みの中で、その性質上、水道料金で負担すべきでない費用について、国の補助金等、又は都道府県及び市町村の一般会計等が負担すべきものと定義」しています。</p> <p>木津川市の場合、この定義にしたがって、現在実施されている一般会計等で負担されている内容は、どの様なものがあるのでしょうか。</p> <p>また、水道の供給単価と給水原価を比較すると、給水原価未満の供給単価としている自治体があります。木津川市の実情はどうなっているのでしょうか？</p> <p>水道事業は、独立採算制を原則としていますが、公費での負担も認められていますので、市民負担を低廉とする努力を期待します。</p>	<p>一般会計から公営企業への繰出については、国が基準を示しています。水道事業においては、原則、基準に基づいた繰入（基準内繰入）を行っています。具体的な内容としては、消火栓の更新・維持管理費、旧簡易水道事業債の元利償還金、水道施設や管路の耐震化事業費、職員の児童手当について、その一部を一般会計から他会計負担金、他会計出資金として繰入しています。基準外繰入としては、一般会計で負担することにより地方交付税の措置がある過疎対策事業債の元利償還金分を他会計補助金として繰入しています。</p> <p>供給単価と給水原価の比較としては、本ビジョンP112の指標名の料金回収率（給水原価に対する供給単価の割合）にあるとおり、100%を下回っています。</p>	—
15	意見	<p>P5 図1-3 日本の将来人口の推計結果 元号R12 (2030) R22 (2040) R32 (2050) R42 (2060) R52 (2070) R62 (2080) R72 (2090) R82 (2100) R92 (2110)</p>	<p>将来の年を表記する場合は、元号表記ではなく、西暦表記にすべきではないですか。</p> <p>元号法（昭和54年法律第43号） 1 元号は、政令で定める。 2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改めると定めています。しかし、令和92年などは、実際にはあり得ない表記になっています。</p> <p>将来の年を元号で表現する箇所は、他にも多くあります。</p>	<p>将来の年（度）については、現在の年（度）と比較しやすいように、元号表記と西暦表記を併記しています。</p>	—
16	意見	<p>P8 本文2行目（50才以上） （35才以下）</p>	<p>公用文や法令などでは正式には「〇歳」と書くのではないですか。</p>	<p>ご指摘いただいたとおり、「才」は「歳」に修正します。</p>	修正

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	計画への反映
17	意見	P138 表7-8 投資・財政計画シミュレーション・パターン パターン①水道料金改定なし パターン②水道料金改定あり 改定時期：2027年1月、改定率25%で試算	<p>パターン①では、目標未達成 パターン②では、目標1～4達成 と料金値上げが目標達成のために必要と誘導する表記になっています。</p> <p>現在、円安・物価高、実質賃金が上がらず、年金生活者もマクロ経済スライドで、年金も実質減らされている中での水道料金値上げは、ますます市民の暮らしを圧迫することになります。</p> <p>仮に値上げが必要なときは、市民の暮らしが安定していると判断したときで、それでも低所得者は料金の軽減が受けられるなどの措置が必要になってきます。</p> <p>水道法第1条（この法律の目的）は以下のように定めており、大事な点は、「清浄で豊富、かつ低廉な水の供給を図る」ことにあります。水道料金の決定には慎重な判断が必要です。</p> <p>「この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」</p>	<p>水道法第14条第2項第1号には、「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。」とあり、また、公営企業法第21条には、「料金は、公正妥当なものでなければならない。かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」とあります。</p> <p>水道は市民生活を支える重要なライフラインであり、木津川市としては、本ビジョンのP68に記載しているとおり、基本理念の「安全・安心な生活と快適な暮らしを支える水道」を目指し、平準化を図りつつ、計画的に施設や管路の更新を実施していく方針ですが、そのためには財源の確保が必要になります。</p>	—
18	意見	P7 資金の確保	<p>適正な水道料金の検討の必要性があると述べられている。概要版では適正な料金として25%の引き上げが明記されている。企業会計という受益者負担主義ではその理屈が立つであろうが市民のアンケートでは、</p> <p>①市の水道料金は高い、どちらかと言えば高いが36% ②また、施設は最低限の整備にして料金を安くとする者が48.4%を占めている。</p> <p>このように市民は、これ以上の引き上げには賛同していない。</p> <p>木津川市のみならず、日本全体で人口が減少し、節水思想の浸透があり一方で施設の老朽化対策などがある。水道という極めて公共性の高い事業で受益者負担主義を貫いていいのだろうか。</p> <p>水道法の第一条「目的」は、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」としている。この法の精神を忘れて、企業会計の採算第一の思考をしてはならない。</p>	<p>財源を水道料金ではなく、一般会計からの補てんにより賄うという方法も考えられますが、公営企業の原則に反し、一般会計の税収入等に財源を求めることになり、一般会計の財政を圧迫し、本来一般会計で実施すべき物価高騰や低所得者への対応等の各種施策に影響が出ることが考えられます。</p> <p>水道事業の運営においては、国の基準により一般会計で負担すべきと定められた費用のみを対象に一般会計から繰入することとし、また、極めて公共性の高い公営企業として能率的な経営の下、財源として必要となる水道料金を適正に設定していきたいと考えます。</p>	—